

札幌大学特別な教育的ニーズを有する学生の支援に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、札幌大学（以下「本学」という。）の教職員が、障害のある学生及び特別な支援を必要としている学生に対し、適切な対応をするために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は以下の通りとする。

(1) 障害者

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害含む)その他の心身の機能の障害がある者で、障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者

(2) 社会的障壁

障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

(3) 合理的配慮

障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

(差別的取扱いの禁止)

第3条 教職員は学生に対し、次の事項に示すような、障害を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。

(1) 障害者に対して正当な理由なく、障害を理由として教育や研究、その他本学が行う活動全般についての機会の提供を拒否するような取扱い

(2) 前項の機会の提供に当たって場所や時間帯などを制限するような取扱い

(3) 障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより障害者の権利利益を侵害するような取扱い

2 障害者の事実上の平等を促進又は達成するために必要な特別の措置は不当な差別的扱いではない。

(合理的配慮の提供)

第4条 教育、研究及び本学が行う活動全般にあたり、障害のある学生から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある学生の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うものとする。

2 過重な負担については個別の事案ごとに、次の事項に示す要素等を考慮し具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断するものとし、過重な負担に当たると判断した場合は障害のある学生にその理由を説明し、理解を得るよう建設的な対話に努めるものとする。

(1) 教育、研究及びその他本学が行う活動全般においてその目的、本質を損なうものではないこと

(2) 物理的・技術的制約、人的・体制上の制約、費用等における実現の可能性

(支援・相談体制)

第5条 障害のある学生及びその家族その他の関係者からの、障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じ、支援を円滑かつ適切に行うためにアクセシビリティ支援委員会を置く。アクセシビリティ支援委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

2 障害のある学生及びその家族その他の関係者からの支援に関する申し出に対応するための窓口を設ける。支援の申し出を受理した場合は、十分な聴取を行う。

(情報の公開)

第6条 障害のある大学進学希望者や本学に在籍する障害のある学生に対し、支援・相談体制を本学 Web Page 等により公開することとする。

(研修及び啓発)

第7条 障害者差別解消法の趣旨の理解及び障害を理由とする差別の解消に関する基本的事項に関する理解を促進し、合理的配慮についての意識向上を図るために研修・啓発を行うものとする。

(所管)

第8条 この規程に関する事務の所管は、学務部学生課とする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、学長が行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年1月24日から施行する。